

鋼船規則

K 編

材料

規則

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 85 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 12 月 27 日 規則 第 85 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

K 編 材料

3 章 圧延鋼材

3.4 低温用圧延鋼材

3.4.5 機械的性質

-3.として次の1項を加える。

-3. N 編 17.12 の規定が適用される鋼材にあつては、事前に本会の確認を得た上で、降伏点又は耐力の規格最大値を設定することができる。

3.4.11 を次のように改める。

3.4.11 表示

-1. 規定の試験に合格した鋼材の表示は、1.5.1 による。

-2. 3.4.5-3.を適用した鋼材には、材料記号の末尾に設定した降伏点又は耐力の規格最大値と「U」を付す。

(表示例：KL33-440U)

4 章 鋼管

4.2 圧力配管用鋼管

4.2.5 を次のように改める。

4.2.5 機械的性質*

-1. 管の機械的性質は、次の(1)から(3)の規定に適合しなければならない。

((1)から(3)は省略)

-2. N 編 17.12 の規定が適用される管にあっては、事前に本会の確認を得た上で、降伏点又は耐力の規格最大値を設定することができる。

4.2.9 を次のように改める。

4.2.9 表示

-1. 管は出荷に先立ち、外径 60mm 以上の管では管ごとに、その他の管では束ごとに製造者名又は商標、管の種類、製造方法を表わす記号及び寸法を表示しなければならない。本会の合格刻印は上記の表示の近くに打刻する。

-2. 4.2.5-2.を適用した管には、材料記号の末尾に設定した降伏点又は耐力の規格最大値と「U」を付す。

(表示例：KSTPG38-440U)

4.5 低温用鋼管

4.5.5 機械的性質

-3.として次の1項を加える。

-3. N 編 17.12 の規定が適用される管にあっては、事前に本会の確認を得た上で、降伏点又は耐力の規格最大値を設定することができる。

4.5.10 を次のように改める。

4.5.10 表示

-1. 管の表示については、4.2.9 による。

-2. 4.5.5-3.を適用した管には、材料記号の末尾に設定した降伏点又は耐力の規格最大値と「U」を付す。

(表示例：KL PB-440U)

附 則

1. この規則は、2019 年 12 月 27 日（以下、施行日という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶に使用される鋼材であって、施行日前に検査申込みのあった鋼材にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。